

## 令和6年度第5回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（12人）

会 長	1 番	前 川 義 憲		
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次		
委 員	3 番	宮 内 敬 介	4 番	竹 下 るみ子
	5 番	林 悦 子	6 番	草 刈 満 男
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実
	1 0 番	葉 狩 健 一	1 1 番	池 本 英 夫
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲 太 郎

4. 欠席委員（2人） 2番 春 摘 要 7番 青 木 正 篤

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広	1 8 番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第4号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 山 中 章 弘 書 記 安 道 千 景

8. 会議の概要

開 会	( 開 会 午後2時02分 )
事務局長	ただ今から、令和6年度第5回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、11番 池本英夫委員、14番 小宮山晃次委員をお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 番号1です。権利種別は3条の無償移転です。 農地の所在が大字西宇塚字中河原545番2、地目は田、面積は586㎡です。 譲渡人は大字西宇塚488番地の●●●●さん、譲受人は大字西宇塚560番地の●●●●さん。 申請事由としましては、●●さんの経営規模の縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 西宇塚集落奥の、鉄道と河川に挟まれた位置にある農地となっております。 2ページ目にその公図、3ページ目が現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、番号1私、前川が現地の事前調査をしておりますので、調査結果ならびに補足説明をさせていただきます。

1 番	<p>8月2日、金曜日5時半頃から、現地で立ち会いをしております。譲渡人と譲受人の●●さんと●●さん、それから推進委員の國石委員の同行をお願いして、4名で現場の方について確認をしました。</p> <p>これ、所有権移転ということで、第3条の規定により審査しております。</p> <p>先ほど事務局の方から説明があったとおり、申請地は物見トンネルの下といいますが、ちょうど因美線と土師川に挟まれたところで、この写真のとおりです。</p> <p>このところは、4から5筆ぐらいあるんですが、ここはちょうど圃場整備外の場所ということで、圃場整備の時にお二人のお父さんに当たられる方が、今はもうお亡くなりになっておられるんですが、もう何十年も前に、「この土地はあんたげが近いから、●●さんが作れや」ということで、話し合いが出来ておって、それから●●さんがずっとこの土地を耕作しておったところです。</p> <p>で、●●さんの方も、早よ変えてしまっって、いつまでも税金払うのもかなわんけえとういうようなことで、二人でもう早よしてしまおういうようなことで、話し合いをしてこの度申請をしたということです。</p> <p>第3条の要件である申請者につきましても、正当な権利者であり、現在も耕作中であって、申請に問題の無いということをお知らせしておきます。</p> <p>ここは、ちょっと水の便が悪いということで、ここ2年水筒の作付けを止めておって、これから野菜を作るという事できれいに刈られて準備の方ができておるといいうことも、併せて報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>ありませんか。</p> <p>発言がないようなので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が大字早瀬字土井ノ内 258 番、地目は畑、面積は 185 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>所有者は大字野原38番地の●●●●さんです。  非農地の事由としましては「20年以上前から体調不良により耕作出来なくなり、山裾にある農地のため笹で覆われ農地として復旧困難となったため」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の4ページをご覧ください。野原集落中頃の線路を渡ったところの山側の農地で、本当に非常に行きにくい農地で、この農地の奥に祠があるんですけど、この祠がなければ多分行くことも出来なくなっていたらうと思われるような農地でした。</p> <p>5ページに公図、6ページが現況写真となっております。  以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連しまして、13番 長石健太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>事務局の説明があったとおりなんですけど、この土地がJRの線路を超えたところにあって行くにも不便ですし、私もタブレットで調べていくのに、再生困難にしているような土地です。</p> <p>それで、8月5日に代理人である●●さんの息子さんに電話したところ、間違いないということを確認しましたし、現状を見てきたんですが、写真よりも笹が繁茂して、とてもじゃないがこれを再生して畑にするのは無理だと判断しました。  以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。  それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。  次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>同じく、議案書の2ページをご覧ください。  番号2です。農地の所在が大字福原字フケ田171番3、地目は田、面積は19㎡です。  所有者は大字福原48番地の●●●●さんです。  非農地の事由としましては、「平成8年頃から耕作しておらず、現在に至る」と</p>

	<p>なっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページをご覧ください。福原神社手前の右手の橋を渡った右手の農地となります。</p> <p>8ページに公図、9ページが現況の写真です。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>8月3日の土曜日に現地と、●●●●さんにお会いしました。</p> <p>現地写真の一番下、これが鳥取道の擁壁で、鳥取道の買収の残地のようなところ です。写真のとおり、一応草が生えんように管理されていますが、わずかな土地 です。農地として扱うことなく経過していると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ありませんか。</p> <p>発言がないようなので採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>非農地通知の発出について議決を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はじめに、非農地通知なんですけど、以前も智頭町で発出をしかけたか、したか、ということがあったようにちょっと聞いてるんですけども、基本的に近年は非農地通知というものを智頭町では出したことがありません。</p> <p>で、聞くところによると、近隣の八頭町とか岩美町では毎年非農地通知を発出しています。八頭町なんかは面積が広いので、やはり、何百もあるので分けて計画的に、第一四半期は三百だとか五百だとかというような形で発出しているという具合に聞いています。</p> <p>本来、この非農地通知というものは、皆さんがいま現在、農地パトロールを実施していただいているんですけども、その結果、再生利用が困難な農地というものに</p>

対して、非農地通知を農業委員会が出して、農地台帳から落としていくという、農地法に基づいて行う手続きです。皆さんに農地パトロールしていただいて、耕作困難な農地はもう農地じゃないですよってことで農地台帳から落としていって、農地を守っていくと同時に現状維持でも農地を守るのが難しい中、優良な農地を集中して守っていこうという取り組みの一つになろうかと思えます。

昨年度の農地パトロールによって、現状、このサポートシステムを農地台帳の方に3,590筆の再生困難な農地と、パトロール対象面積の10パーセントにあたる63.2ヘクタールが再生利用困難な農地ということに現状、智頭町はなっています。

今後は、この再生利用が困難な農地に対して非農地通知を智頭町農業委員会として出して行って、優良な農地を守っていく取り組みということを進めて行っていければと思っております。

ただ、現状の3,590筆というものを、いきなり全て非農地通知を送るっていうことは、現実問題出来ません。それで、例えば数百ずつなのか、地区に分けてなのか、少し計画的に分けて非農地通知を出していくっていうことが必要かなど。

又、まとめた非農地通知を出すには、智頭町でいうと税務住民課なんかともちょっと協議が必要ですし、必要であれば法務局とも協議がいるということになってまして、非農地通知の出し方も、やり方が一通りではないようです。

と言うようなことなので、協議をしたり確認をしたり、智頭町にはどのやり方があっているのかも、もう少し調べて確認をして、調整して、皆様には今後、直ぐには無理ですけど、又ちょっとお知らせをしたり、ご審議をいただいて、智頭町として非農地通知を出していこうという具合に思っています。

ただ、今回のような案件。これから説明する案件のような部分的に出していけるものもあります。そういう部分的に出していけるものについては、随時非農地通知というものをを出していけるものは出していこうと思っています。

それで、非農地通知と非農地証明は何が違うんだといことですけど、非農地証明というのは今までやっているのはどうも行政サービスということで、農地法に基づく手続きではないということで、非農地通知が出せなかったり、農地パトロールで見落とした農地で「これは農地ではない」という証明をしてくれといわれたものに対して非農地証明をするというのが本来の流れのようでして、今回のように出せるものに関しては非農地通知の対応も今後考えていこうかなと思っております。

前段の話がちょっと長くなりましたけど、今回非農地通知を出すようになった経緯ですけども、山根の●●さんという方が相談に来られました。法務局で登記をしようと思ったら、それは墓地、墓を作っておられるので「農業委員会と話はされていますか」ということを言われたそうです。●●さんは「そんなんしてないし、何かいるんですか」ということで、慌てて農業委員会に来られたと。で、内容を聞いてみると、平成20年ですから、16、7年前に父親が急に亡くなって、墓をすぐ作らなきゃいけなくなって、家の近くの、もう耕作していない狭い農地に墓を作ったと。当時そういう手続きがいるということも分からなかったし、今になって分かったの、どうしようということになりました。

県なんかとも相談したんですが、悪意がある違法の転用ということではないですし、そういうような事情、鳥取県の農地転用の担当と話したら、そういう場合に追認の農地転用という手続き、先にしてしまっただけで後から農地転用の手続きをするっ

というのも正式な農地法の手続きではありますけど、もう20以上近く前でそういうような経緯だったら、非農地証明とか非農地通知という対応は出来ないもののかな、という話がありました。

そこで、農業会議と相談しました。こういう経緯で来られて、県の農地転用の担当とも話したらこういう話をされた。農地転用の追認の許可をする。非農地通知を送る。もう一つは非農地証明をする。今回の場合、どういうやり方が適切な対応になるのかという協議をした結果、農業会議さんが言うには、追認というやり方もあるけれど、県の担当も20年以上近くも前で悪意があって何かをしてるってことではないので、非農地の通知が出来ないかという話もあるようであれば、去年の農地パトロールの結果も再生困難な農地として上がってきてます、この土地については、となれば、非農地証明ではなく、非農地通知、農地パトロールによって再生出来ない農地ということが確認されてるので、正式な農地法に則った非農地通知を出すのが、それが一番適切な対応ではないかということになり、それで、会長にも事前にちょっと話をさせていただいたんですけど、今後非農地通知のことも検討していく必要があるということもありましたんで、今回は非農地通知、この件に関しては非農地通知の判断を皆さんにご審議頂いて出して対応していくのがベストではないか、ということで今回の議案に上がってといるというのが経緯と現状です。

それでは、議案書の3ページをご覧くださいませか。

農地所在は大字埴師字山根201番2。地目は畑。面積は17㎡です。所有者は大字埴師58番地の●●●●さん。利用状況調査ですね、去年の農地パトロールは令和5年10月1日の調査で再生利用が困難ということで上がってきております。

場所につきましては、申請位置図の10ページをご覧ください。ここは旧土師小学校裏の農地です。11ページが現況の写真となっております。ちょうどこの墓が立ってるエリアがちょうど17㎡の畑の農地となっているということです。

説明は以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長（会長）

ありませんか。

本来であれば、去年パトロールした後で今年この様な物が建っていれば違反転用ということになっておるわけですけど、20年も前ということで、局長の方、事務局の方から説明があったとおり、農業会議であったり県であったり、問い合わせをしてもらったりして、こういう方法が一番ええだろうということで、局長の方から議案としてあげてもらったという案件です。

これを全部、全部出していくのもこれも大変なことですし、農業委員の仕事ではある訳ですけど、それよりも、今ある農地を生かしていくという事にも両方力を入れていかないけん訳ですけど、まあこういうことで説明があったとおり出ておりますので、採決の方を採らせてもらってもよろしいでしょうか。

	(発言する者なし)
議長 (会長)	<p>それでは、発言がないようですので採決致します。</p> <p>議案第3号 番号1について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は非農地と判断することに決定致しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>7月19日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で合計1,595㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。</p> <p>期間については、5年から10年未満で1,595㎡となっております。</p> <p>それでは5ページで詳細について説明を致します。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長 (会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することに致しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の6ページをご覧ください。 7月19日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を求められたものであります。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものとなります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で1,318㎡です。 利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。 期間につきましては、5年から10年未満で、1,318㎡となっております。 それでは7ページで詳細について説明を致します。 （議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することに致しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第5回総会を閉会致します。</p>
<p>閉 会</p>	<p style="text-align: center;">（ 閉 会 午後2時33分 ）</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年8月9日

智頭町農業委員会議長 前川 義 憲

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次